



留萌町役場

# 留萌市制の基礎づくり

## 明治39年には人口七千に

留萌市史……………その④

しかし、三泊村は従来通り戸長制度であった。

ちなみに当時の役場の機構は、庶務・戸籍・教育・兵事・会計の五係である。

村役場吏員は村長、収入役、書記、附属員があり、村長は道長官が任命した。

役場は明治三十三年十二月、留萌通り三丁目（現庁舎地）に移り二級町村制を待機していたので、村制後も戸長役場をそのまま村役場として使用した。

また村長は、戸長であった三田村千瓢が事務取扱いとして三十五年八月まで勤め、初代村長には伊藤孫右衛門が就任し、三十五年八月から四十年三月まで勤めた。

### 明治四十年には

#### 一級町村制へ

一級町村制は、二級と同じく法人であり、居住者は町村住民として、その権利義務は同じであった。しかし、二級町村制と比べると相当に自治体の確立が認められた制度であった。

留萌村においては、二級町村制施行当時四千九人の人口が、明治三十九年には五千六百六十五人、

同三十九年には、七千六百六十人と増加の一途をたどった。

また、深川（留萌間の鉄道施設が決定したので、一級町村への昇格は時間の問題であり、ついに明治四十年四月一日に一級町村制が施行され、同四月には道庁から諸橋源太郎が村長事務取扱いとして来留した。

また、当時の選挙権所有者は、満二十五歳以上の男子で、一戸を構え、次の資格をそなえていなければならなかった。

／一年以上村内に居住  
／地租年額十銭以上または直接国税、道水産税年額五十銭以上の納入者  
／耕地一町歩もしくは宅地百坪以上の所有者

／総納税人の町村税平均額以上の村税を納入するもの  
また、被選挙権については、町村会の選挙権を有する町村公民すべてに適用するが、次の者は被選挙権をもつことができなかった。

／道庁の官吏、その町村の有給官吏／検事警察官及び収税官吏／神官僧侶その他諸宗教教師／小学校吏員／その他官吏で当選し、これに應ずる時は、所属長官の許可を必要とし、父子兄弟は同時に町村会議員にはなれなかった。

### 《村議会》

明治三十五年四月から道二級町村制が実施され、従来住民の代表者であった総代人にかわり、村議会議員が住民の代表者として村行政に参加することになった。

定員は、人口段階別に二級町村で四人から十二人以下、一級町村では八人から二十四人以下として等級選挙制を原則に選挙が行なわれ、一級町村議員の任期は六年（三年ごとの半数改選）二級では二年であった。

留萌村の議員定数は、二級時代には十名でその後十二名、一級になってからは二十名である。

当時の議員名については資料不足のため明らかにすることができない。

また、道議会は、第一期道会議員選挙は明治三十四年八月一日に行なわれ、留萌村は増毛支庁に属し、定員は二名で任期は三力年であり、立候補者三名であったが、増毛の入山祐次郎、松江喜蔵が当選、笠原真吉が次点であった。

明治三十七年八月十日、第二期道会議員選挙では、有権者四百六十八人、立候補者三名で当選は松江喜蔵、五十嵐徳太郎の二名、次点は麻里梯三であった。

また、明治四十年八月の第三期道会議員選挙は有権者八百人、立候補者四人であったが、五十嵐徳太郎が都合で中途辞退のため三名で競われ、大賀政次郎、小野寺喜兵衛が当選、次点は永井勇三郎であった。

## 初代村長には 伊藤孫右衛門

二級町村制は北海道の自治制度は明治十二年の郡区町村編制法が始まりで、区には区長、町村には戸長を置いた。

この制度は不完全ながら、開発途上の北海道には便利な自治制度であったが、社会の伸展と経済力負担の増加で、制度の改善が必要となってきた。

明治三十年五月、北海道区制、同一級町村制、同一級町村制が公布された。

区制は札幌、小樽、函館に三十二年十月から、一級町村制は増毛町を含む十六町村に、明治三十三年七月から施行された。

二級町村制は、一級町村制を施行するにいたらない町村に施行す



五十嵐徳太郎氏

留萌市企画広報室 / 印刷局 株式会社